

災害時の対応について

1 災害時の対応について

災害発生時に備え、学校危機管理計画を作成し、生徒の安全を確保し保護するとともに、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションとしての機能を果たせるようにする。

(1) 生徒の保護

学校設置者の責任として、生徒の安全の確保を図る。

災害時は、原則学校で保護する。保護者と連絡を取り、安全に帰宅させる。

(水、食糧、毛布、発電機、薬品等の備蓄有。)

(2) 災害時帰宅支援ステーション

震災時に徒歩帰宅者に対して、水、トイレ、沿道情報等を提供し、徒歩帰宅を支援する。(水、発電機、投光器等の備蓄有。)

(3) 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない外出者等を一時的に受け入れる。[3日間程度](食糧、水、毛布、携帯トイレ、災害用特設公衆電話等の備蓄有。)

2 日常の防災に対する取組

平素から関係機関と連絡を取り、校内においても防災訓練と予防に万全を期す。

(1) 「学校危機管理委員会」を設置し、学校危機管理の指揮管理をする。

(2) 防災教育では、地震、火事、津波を想定した避難訓練を行うとともに、救急救命講習や起震車体験、消火訓練等を実施。

(3) 一泊二日の宿泊防災訓練では、応急救護体験、非常食体験、一時滞在施設体験、防災講演会等を実施。

